

地方財政審議会付議（説明）案件

平成30年6月5日（火）

（案件名）

- ・ 地方税における電子化の現状（説明案件）

自治税務局企画課

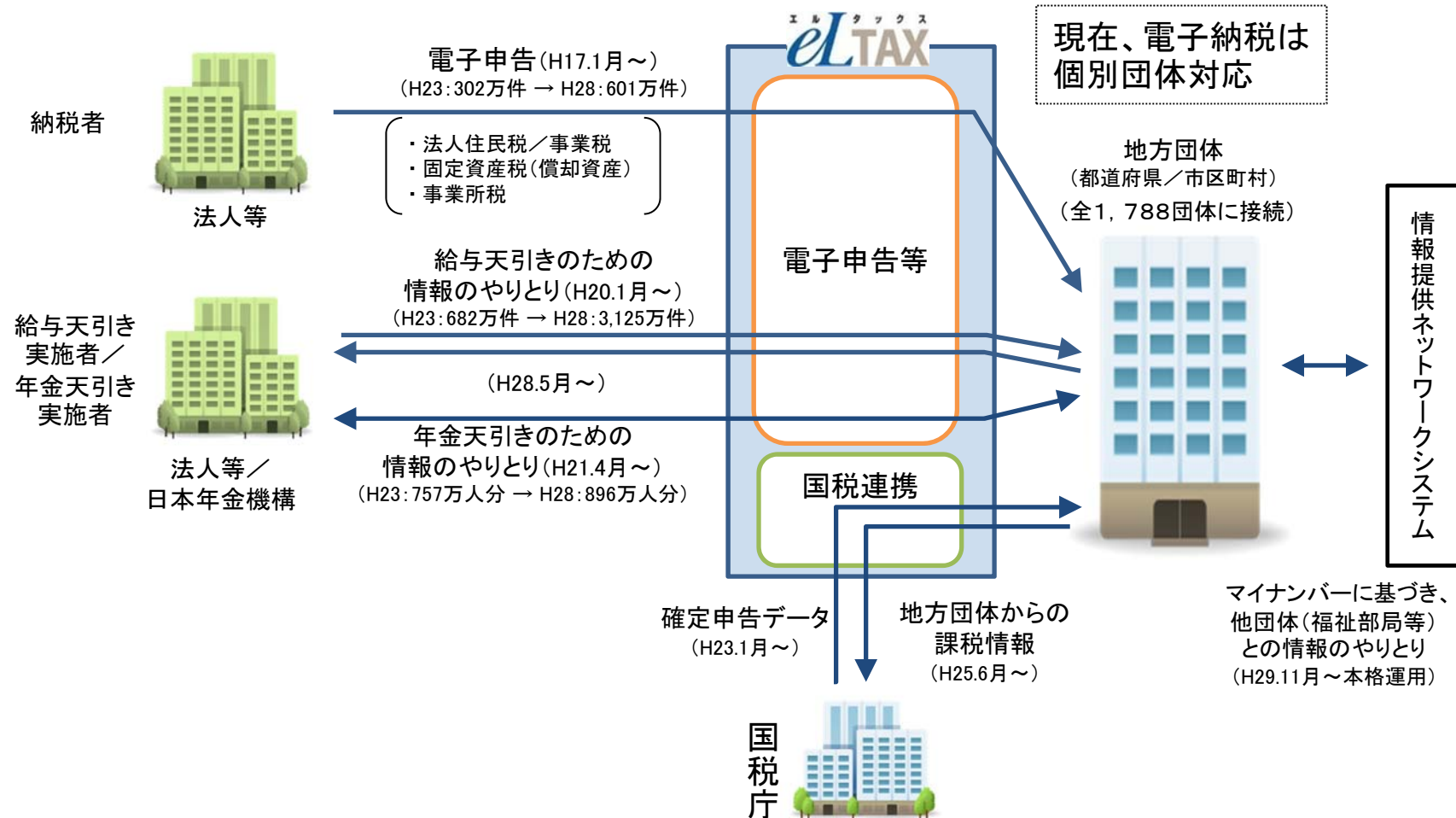
企画官 市川 康雄

（内23503）

eLTAX(エルタックス)について

○ eLTAXは、一般社団法人地方税電子化協議会(全地方団体が会員)により運営される地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。eLTAXが担う役割は順次拡大し、「地方税の電子化」の基盤となっている。

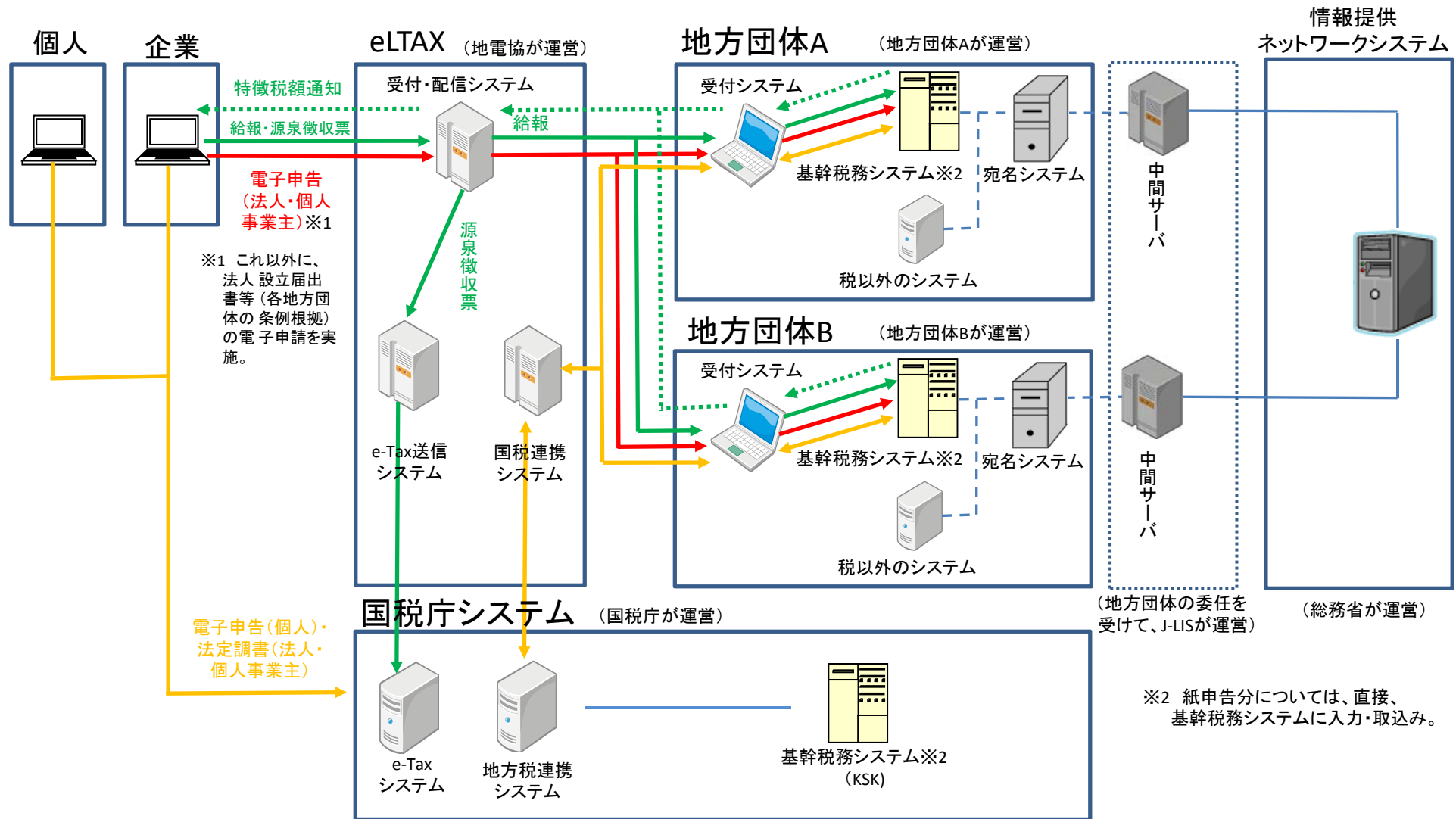
※ e-Tax(国税の電子申告のためのシステム)は国税庁が管理・運営



地方団体と納税者との間の電子的な情報のやりとりのイメージ(全体)

地方団体と納税者の間では、eLTAXシステムを通じて

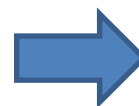
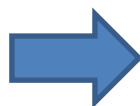
- ・申告(地方法人二税等)
 - ・給与支払報告書・特徴税額通知(従業員分の個人住民税)
- がやりとりされるほか、国税庁システムを通じて、国税の確定申告情報等が地方団体へ提供される(「国税連携」)。



eLTAXによる国税・地方税の情報連携

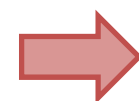
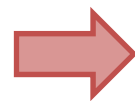
国税庁→地方団体

- 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信（平成23年1月～）
→ 所得税確定申告書に記載されている所得金額等の情報を提供
- 法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信（平成25年5月～）
→ 国税庁に提出された法定調書のうち、利子・配当等の支払調書等の情報を提供
- 源泉徴収義務者情報の市区町村へのデータ送信（平成29年6月～）
→ 市区町村における特別徴収義務者の把握に資するよう、源泉徴収義務者の名称・所在地等の情報を提供



地方団体→国税庁

- 扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信（平成25年6月～）
→ 市区町村において有している所得控除や合計所得金額の変更に係る情報を国税庁に提供
- 市区町村で受理した所得税確定申告書の情報の国税庁への引継（平成29年1月～）
→ 市区町村において受理した所得税確定申告書の情報を国税庁に電子的に提供



※未対応の市区町村あり

上記のほか、以下の仕組み等の整備・検討に取り組んでいる。

- ・ 給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化（平成29年1月～）
- ・ 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化（平成31年度実施に向けて財務省と検討中）
- ・ 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除（平成31年度実施に向けて財務省と検討中）

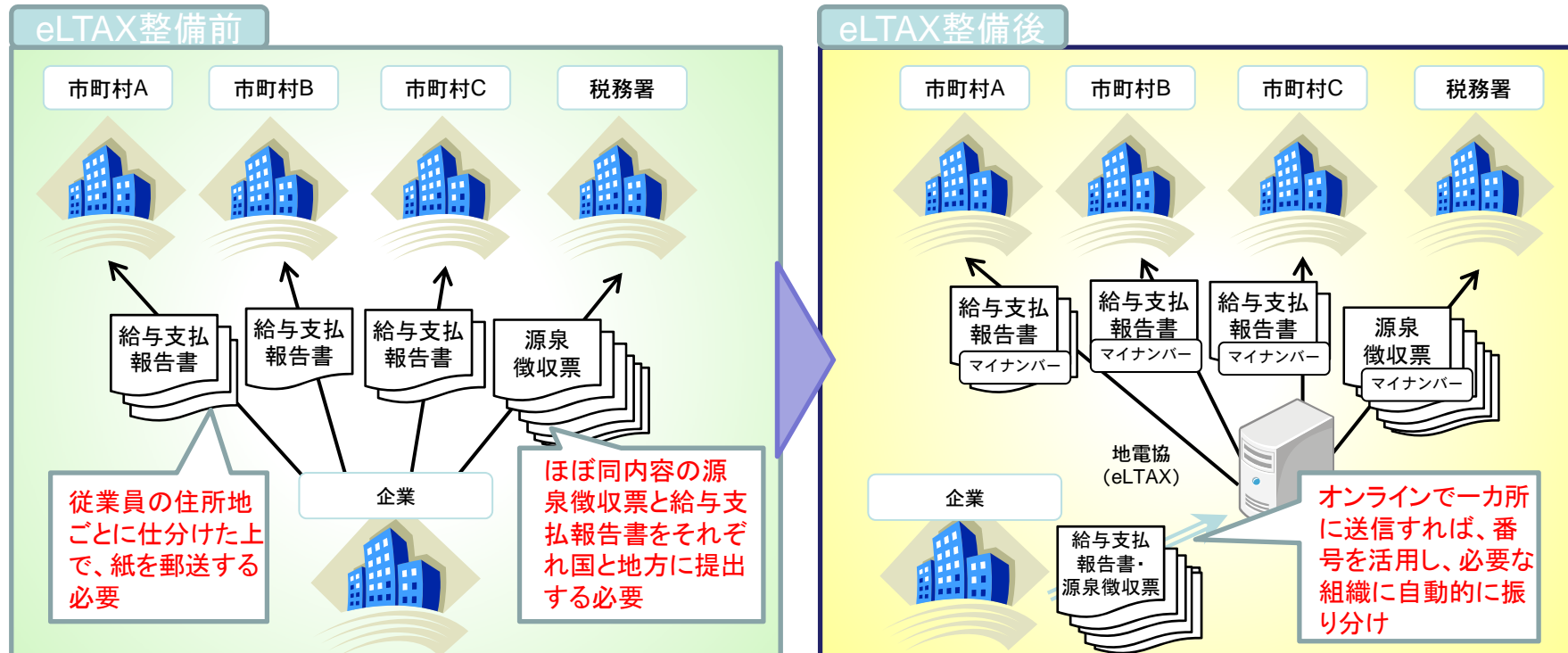
給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出の一元化

- 企業は、従業員の給与に係る給与支払報告書を従業員住所地の市町村に、源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出している。
- 給与支払報告書と源泉徴収票の様式を統一し、地電協(eLTAX)に一元的に送信して必要な提出先に振り分けることにより、企業の事務負担を軽減する。

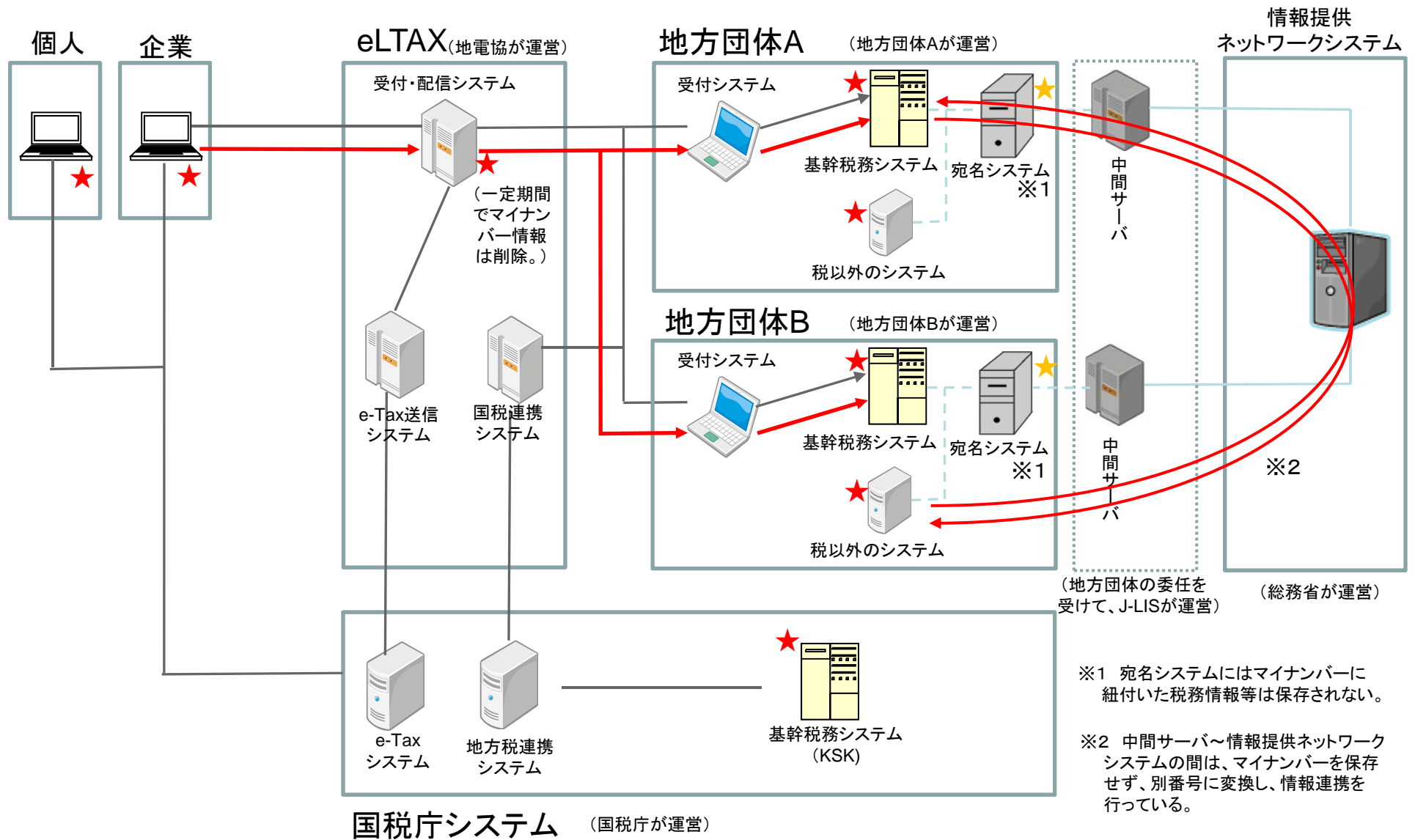
※ eLTAX整備前は、紙により従業員住所地の市町村等ごとに仕分けた上で、郵送していた。

※ 平成26年1月から、一定規模以上の事業者に対し、給与支払報告書の電子的提出を義務化。

※ 平成29年1月から、給与支払報告書と源泉徴収票の電子的提出を一元化。また、マイナンバーを含む情報がeLTAX経由で送信される。



地方税に係る情報連携のマイナンバー情報の流れについて



ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	その他
H16	● 法人住民税、法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始					<ul style="list-style-type: none"> ● 地方税関係書類のスキャナ保存制度の創設(取引の相手方から受け取った書類の電子保存を可能とする)(H17) ● 自動車保有関係手続のワンストップサービスの運用開始(H17)
H19	● 事業所税の申告開始 ● 法人設立届等の提出開始	● 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の申告開始				
H21			● 公的年金の特別徴収データの連携開始			
H22	全地方団体がeLTAXに接続					
H22				● 所得税確定申告書の連携開始		<ul style="list-style-type: none"> ● スキャナ保存制度の対象拡大・要件の見直し(3万円以上の領収書等を対象に追加等)(H27)
H25		● 一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出を義務化		● 法定調書の連携開始 ● 扶養是正情報の連携開始		
H28		● 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出を一元化			● 特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化	
H29				● 源泉徴収義務者情報の連携開始		
H29	↓	↓	↓	↓	↓	

地方税の電子的送信手続(概要)

	送信者	送信先	送信内容	送信時期
法人住民税 法人事業税	法人	都道府県、市町村 (事務所等所在地) ※法人事業税は都道府県のみ	税額及び課税標準額の申告	事業年度終了の日から原則 として2か月以内
固定資産税 (償却資産)	法人 個人事業主	市町村(資産所在地)	課税標準(償却資産の価格) の決定に必要な事項(取得 価額、数量等)の申告	1月31日まで
個人住民税 (給与)	給与の支払者 (法人、個人事業主)	市区町村(従業員の住所地)	課税に必要な給与支払 情報(前年中の給与所得の 金額等)の報告 ※内容は源泉徴収票と同様	1月31日まで
	市区町村 (従業員の住所地)	給与の支払者 (法人、個人事業主)	給与所得に係る特別徴収税 額の通知	5月31日まで

※ その他の主な地方税(自動車税、固定資産税(土地・家屋)、個人住民税(普通徴収))においては、納税者等から地方団体への特段の申告等を要せずに課税が行われるものが多い。

市区町村における電子申告等受付サービスの導入状況

- 個人住民税(給与支払報告書の電子的提出の受付)、法人市町村民税の電子申告の受付、固定資産税(償却資産)及び事業所税の電子申告の受付については、全団体が導入。
- 申請・届出(法人設立届出の電子的提出等の受付)についても、大半の団体が導入。

	課税団体数	平成30年4月現在 導入団体数	平成30年4月現在 で未導入の団体数	※参考 平成30年度末 導入団体数(見込み)
個人住民税 (給与支払報告書の電子的 提出の受付)	1,741市区町村	1,741市区町村 (100%)	0	1,741市区町村 (100%)
法人市町村民税の 電子申告の受付	1,718市町村	1,718市町村 (100%)	0	1,718市町村 (100%)
固定資産税 (償却資産)の 電子申告の受付	1,718市町村	1,718市町村 (100%)	0	1,718市町村 (100%)
事業所税の 電子申告の受付	75市	75市 (100%)	0	75市 (100%)
申請・届出 (法人設立届出の電子的提 出等の受付)	1,741市区町村	1,738市区町村 (99.8%)	3市町	1,739市区町村 (99.9%)

都道府県における法人住民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告利用率

○電子申告受付開始後、電子申告利用率は着実に増加

年度	全申告件数	電子申告による 申告件数	電子申告 利用率
		平成21年度	
平成22年度	3,770,474	1,212,202	32.1%
平成23年度	3,747,211	1,482,431	39.6%
平成24年度	3,797,289	1,685,628	44.4%
平成25年度	3,819,710	1,885,761	49.4%
平成26年度	3,885,180	2,055,978	52.9%
平成27年度	3,965,245	2,225,981	56.1%
平成28年度	4,028,577	2,451,398	60.9%

※ 全申告件数は、各団体において把握している当該年度内に受け付けた申告の全件数（電子申告、紙申告の合計。過事業年度分を含み、訂正・予定・中間・確定・修正申告等の申告の区分を問わない）。

※ 電子申告による申告件数は、当該年度内に受理した電子申告による申告件数から、各団体において重複データ・不受理データ等審査済みとせず、課税に使用しなかったデータを除いた件数。

市町村税における電子申告利用率

○ 各税目とも利用率は上昇しているものの、固定資産税(償却資産)及び事業所税については比較的低い状況となっている。

	年度	全申告件数	電子申告による	電子申告利用率
			申告件数	
法人市町村民税	平成24年度	3,931,316	1,539,168	39.2%
	平成25年度	3,975,188	1,850,909	46.6%
	平成26年度	4,057,053	2,159,683	53.2%
	平成27年度	4,129,566	2,369,663	57.4%
	平成28年度	4,202,523	2,605,197	62.0%
固定資産税 (償却資産)	平成24年度	3,258,129	378,687	11.6%
	平成25年度	3,289,819	484,938	14.7%
	平成26年度	3,377,644	599,967	17.8%
	平成27年度	3,424,502	761,283	22.2%
	平成28年度	3,492,238	931,494	26.7%
事業所税	平成24年度	115,824	6,730	5.8%
	平成25年度	118,821	8,990	7.6%
	平成26年度	117,212	11,270	9.6%
	平成27年度	116,886	13,135	11.2%
	平成28年度	122,453	16,101	13.1%

※ 固定資産税(償却資産)及び事業所税については、東京都特別区分(東京都への申告分)を含む。

※ 全申告件数は、各団体において把握している当該年度内に受け付けた申告の全件数(電子申告、紙申告の合計。過事業年度分を含み、訂正・予定・中間・確定・修正申告等の申告の区分を問わない)。

※ 電子申告による申告件数は、当該年度内に受理した電子申告による申告件数から、各団体において重複データ・不受理データ等審査済みとせず、課税に使用しなかったデータを除いた件数。

給与支払報告書の電子的提出による提出率

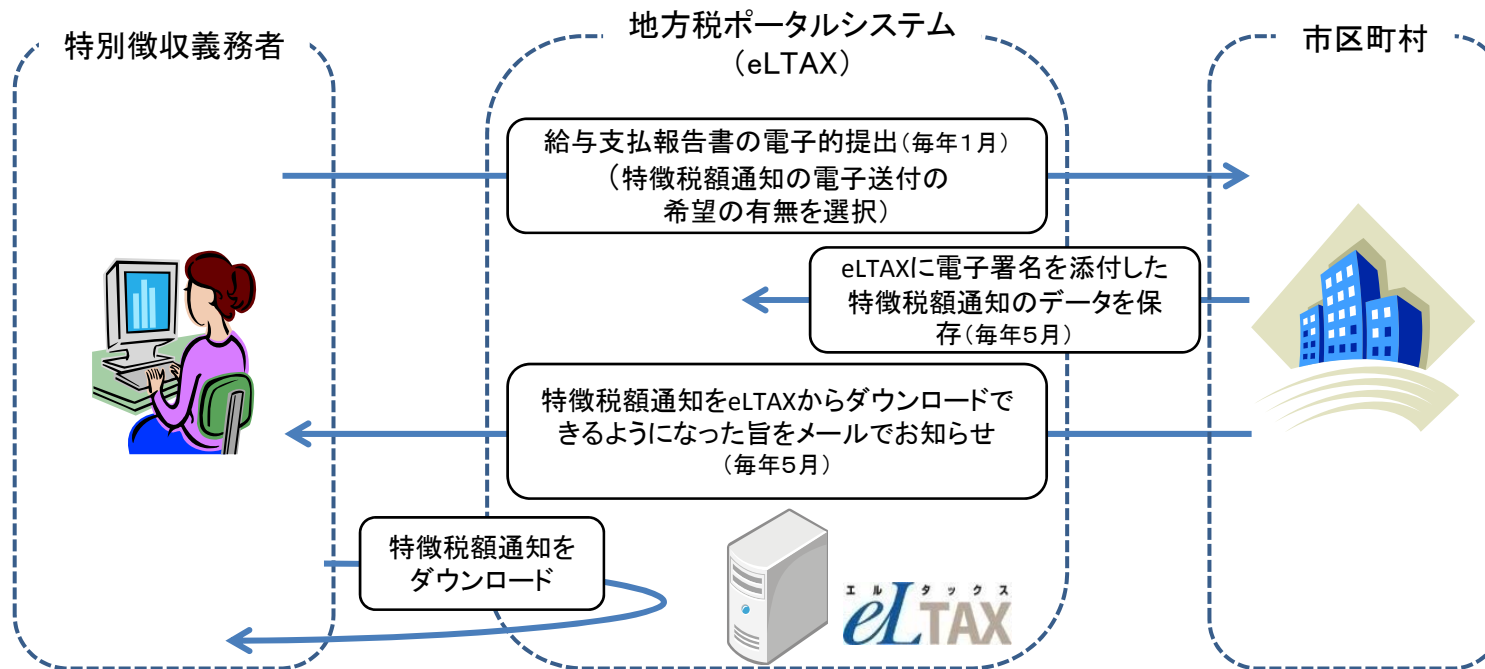
年度	全提出件数	eLTAX利用率		(参考) 電子的提出率 (eLTAX及び 光ディスク等による 提出率)
		eLTAXによる 提出件数	光ディスク等による 提出件数	
平成23年度	75,384,347	6,819,022	5,573,103	9.0%
平成24年度	75,956,697	9,088,478	5,459,952	12.0%
平成25年度	77,326,760	20,190,234	4,525,356	26.1%
平成26年度	78,789,120	23,359,913	3,974,061	29.6%
平成27年度	80,998,022	26,415,981	3,877,539	32.6%
平成28年度	82,157,850	31,247,731	3,576,415	38.0%

- ※ 全提出件数は、各団体において把握している当該年度内に受け付けた提出の全件数(eLTAX、光ディスク等の提出媒体、紙媒体の合計。訂正、現年度、過年度等の提出の種類を問わない。)。重複データ・不受理データ等の課税に使用しなかったデータを除いている。
- ※ eLTAXによる提出件数は、当該年度内に受け付けたeLTAXによる提出件数(訂正、現年度、過年度等の提出の種類を問わない。)。重複データ・不受理データ等の課税に使用しなかったデータを除いている。
- ※ 光ディスク等による提出件数は、当該年度内に受け付けた光ディスク等の提出媒体による提出件数(訂正、現年度、過年度等の提出の種類を問わない。)。重複データ・不受理データ等の課税に使用しなかったデータを除いている。

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的「正本」通知

- eLTAXの機能追加(平成27年9月)に伴い、eLTAXを通じて送付する個人住民税に係る特別徴収税額通知(市区町村から特別徴収義務者への通知)について、平成28年度課税分の個人住民税からは、電子署名を添付した「正本」の電子的通知が可能となっている。

<特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的「正本」通知>



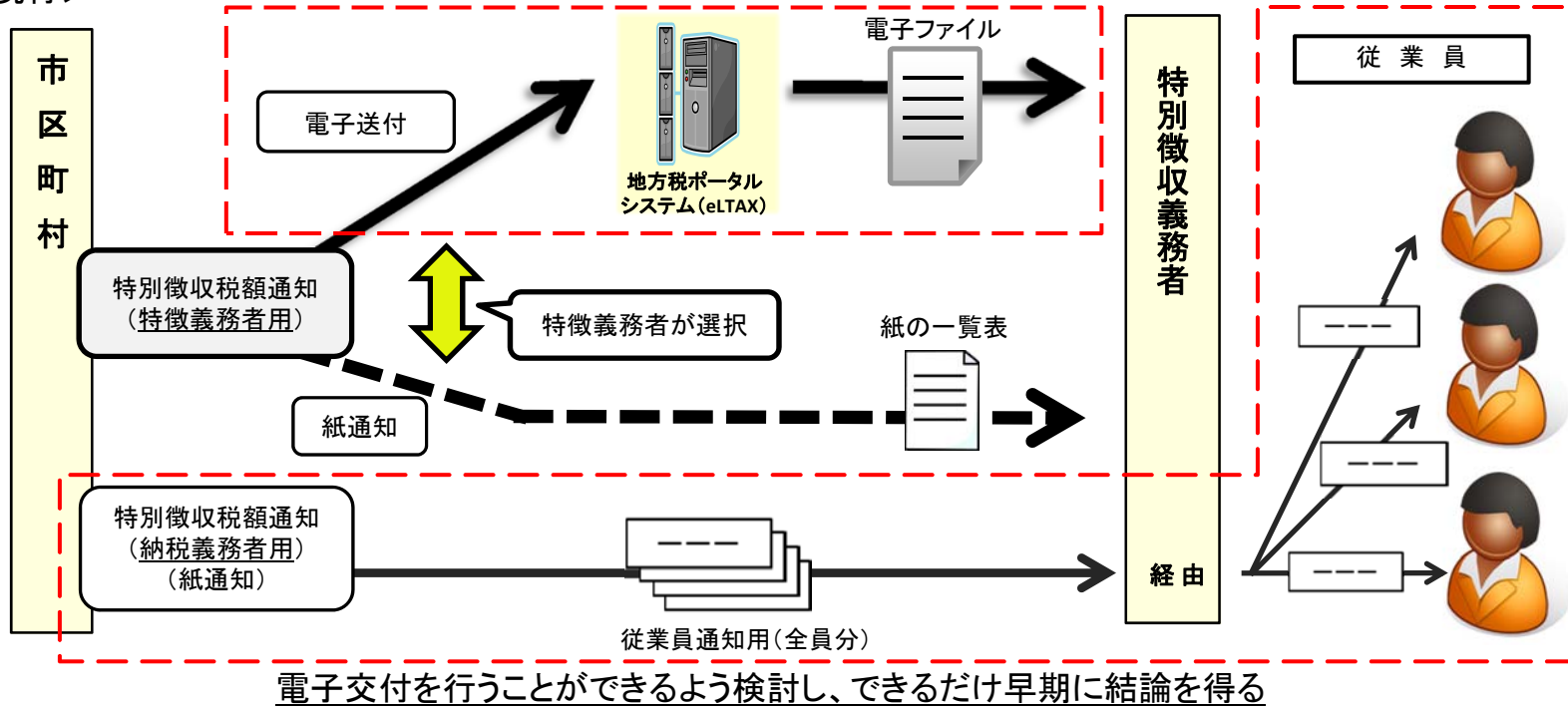
【電子的正本通知を行うための条件】

- 1 特別徴収義務者は、eLTAXの利用申請を行う(特別徴収義務者ごとのフォルダが作成される)。
- 2 毎年の給与支払報告書の電子提出時(eLTAX経由)、特別徴収義務者が税額決定通知の電子送付を選択する。
- 3 電子署名を添付できるシステムに改修済みの市区町村からeLTAXの特別徴収義務者フォルダに電子的正本通知を格納

個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知

<現行>

平成28年度課税分の個人住民税から電子化が可能



電子交付を行うことができるよう検討し、できるだけ早期に結論を得る

「規制改革実施計画(平成29年6月9日 閣議決定)(抄)」

Ⅱ 分野別実施事項 - 5. 投資等分野 - (2) 個別実施事項

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	<p>a 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。</p> <p>b 特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。</p>	<p>a:平成29年度以降継続的に実施</p> <p>b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置</p>	総務省

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化

平成30年度与党税制改正大綱(平成29年12月14日決定、自由民主党・公明党)(抄)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

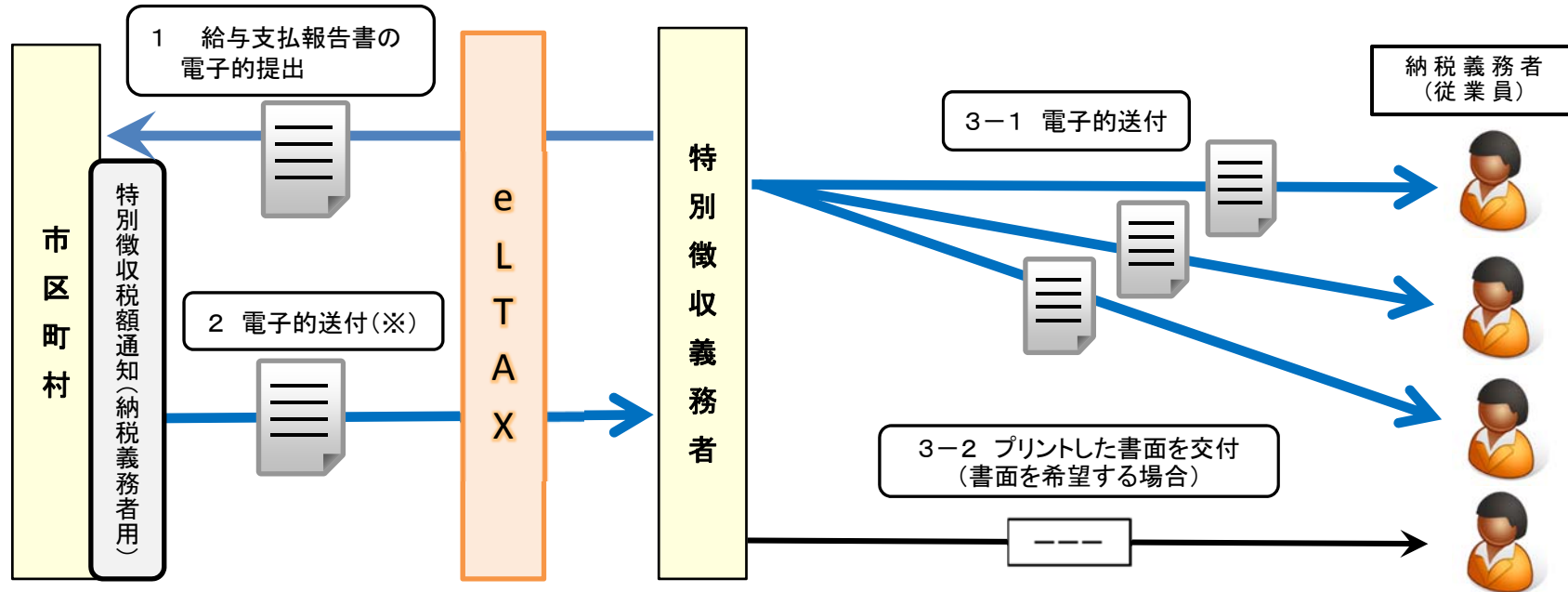
6 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 税務手続の電子化等の推進

(略)

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する。

電子化のイメージ案



※ 特別徴収義務者が書面送付を求める場合や、電子的送付に対応していない場合には、書面で通知を送付。

地方税の電子申告・電子納税を巡る状況

電 子 申 告

- 全ての地方団体に対して、法人関係税等の電子申告が可能
 - 電子申告利用率 60.9%
(H28年度・法人道府県民税)
- 利用率は着実に向上。

企業が行う電子申告による申告件数(下段は利用率)

	平成23年度	平成28年度
法人道府県民税・法人事業税	148万件 (39.6%)	245万件 (60.9%)
法人市町村民税	123万件 (31.7%)	261万件 (62.0%)
個人住民税 (給与支払報告書)	682万件 (9.0%)	3,125万件 (38.0%)
固定資産税 (償却資産)	30万件 (9.3%)	93万件 (26.7%)
事業所税	1万件 (4.2%)	2万件 (13.1%)

電 子 納 税

- 個人向けの収納手段は、電子納税含め多様化。
 - 法人向けの電子納税に対応しているのは、22団体(12都府県・10市町)
 - 電子納税利用率 1%程度
(H28年度・法人道府県民税)
- 民間電子決済サービス(MPN)開始後16年経過も、普及は進まず。

地方税における各収納手段の導入・利用状況
(都道府県、市区町村計)

(上段は対応団体数、下段は利用件数)

		平成24年度	平成28年度	
口座振替		1,779団体	1,783団体	}
		1億2,627万件	1億3,417万件	
コンビニ収納		876団体	1,174団体	
		6,477万件	9,794万件	
クレジットカード納付		67団体	192団体	
		30万件	170万件	
電子納税(ペイジー)	eLTAX非連動型	56団体	81団体	}
		703万件	1,013万件	
	eLTAX連動型	13団体	22団体	
		1万件	3万件	}

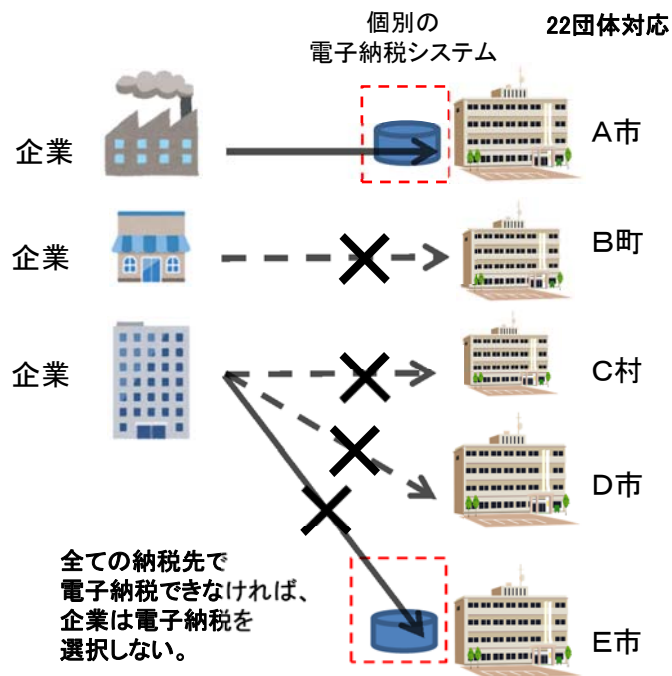
※国税においては、電子納税(インターネットバンキング)は平成15年から導入。

平成30年度税制改正(共通電子納税システム(共同収納)の導入)

全地方団体が加入・運営しているeLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を活用して、共通電子納税システムを導入するとともに、システム運営主体が公金を取り扱うための法令上の規定を整備する。

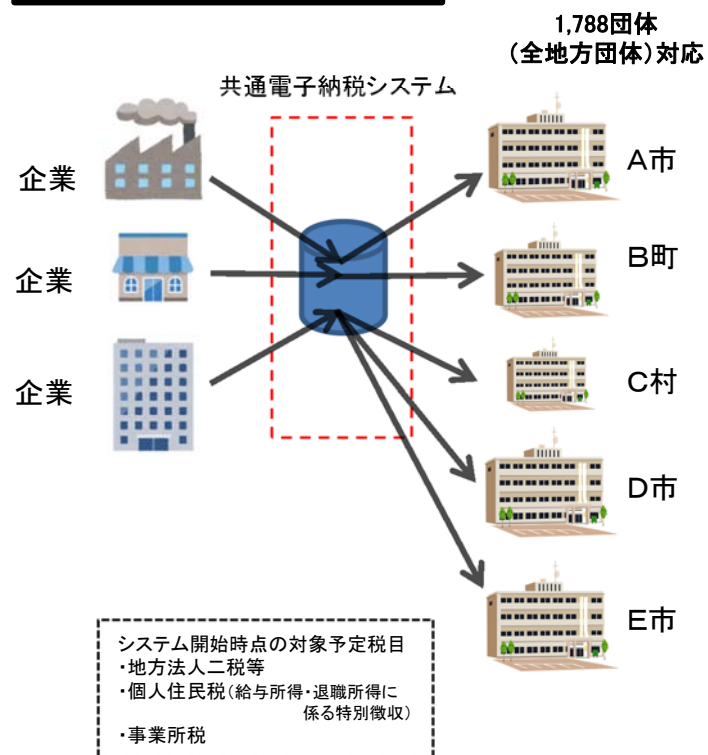
- ⇒ 企業は、全地方団体に対して電子納税可能に。
- ・複数の地方団体への納税についても、一度の手続きで可能に。

現 状

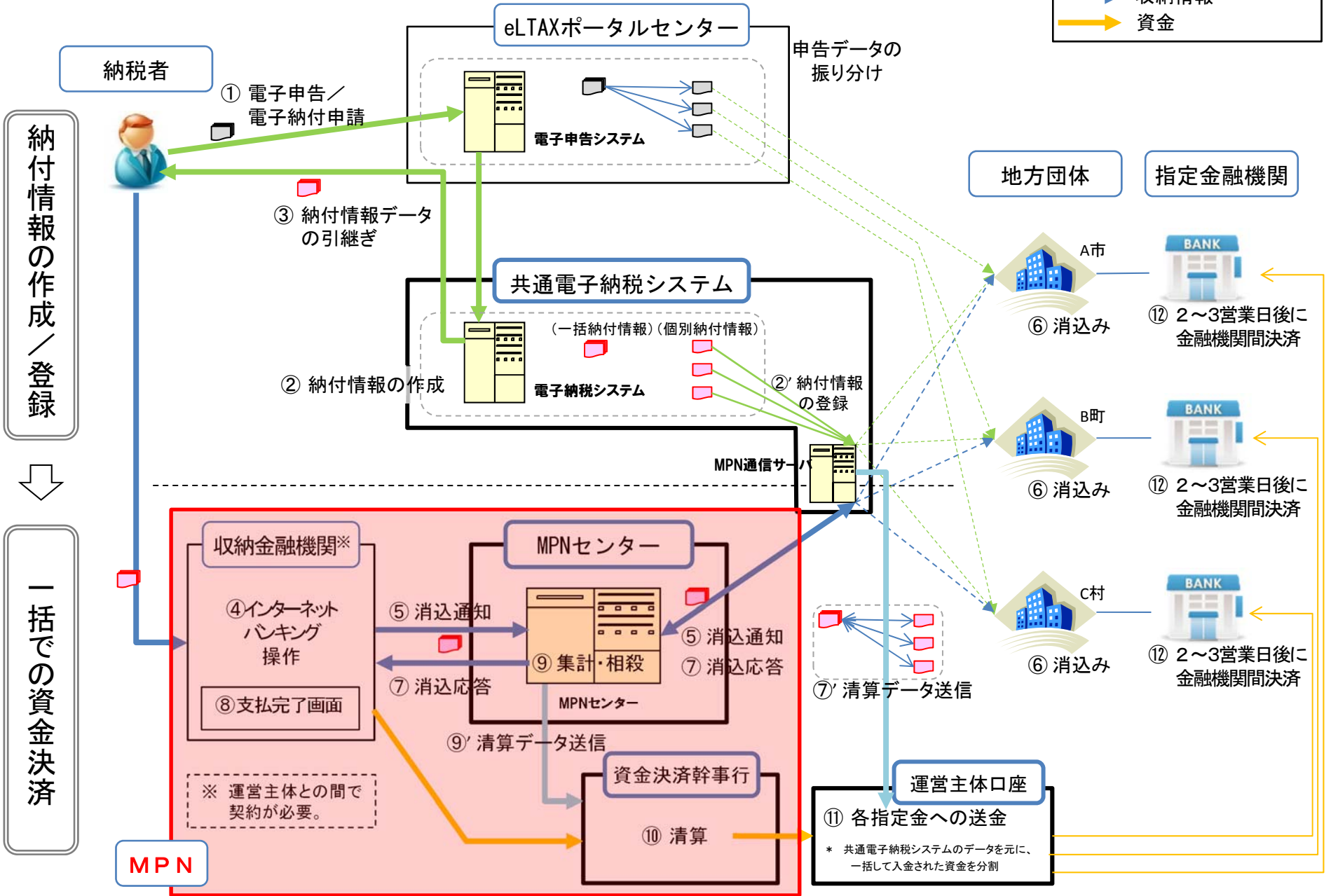
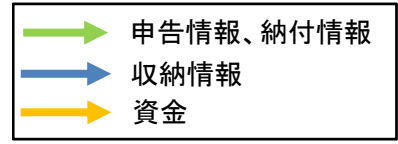


次期システム
更改に併せて
平成31年10月
運用開始(予定)

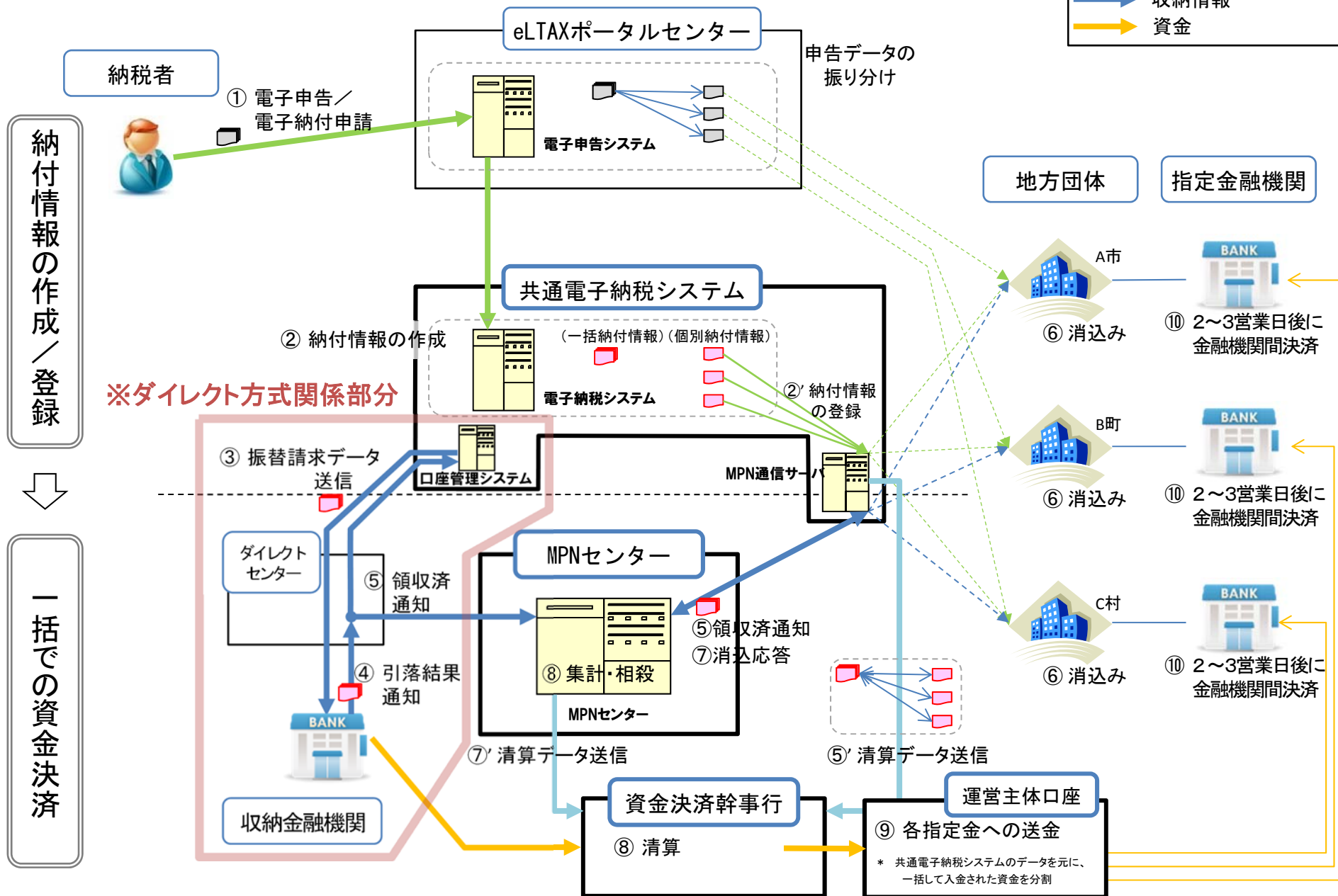
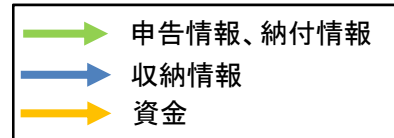
共通電子納税システム



共同収納(情報リンク方式)のイメージ



共同収納(ダイレクト方式)のイメージ



平成30年度税制改正 (eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置)①

共同収納の実施等、今後eLTAXの役割が拡大することを踏まえ、eLTAXが安全かつ安定的に運営されるよう、eLTAXの運営主体について以下の措置を講ずる(平成31年4月より施行)。

①組織運営のガバナンスの確立	②国の監督権限	③秘密保持義務
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方の代表による意思決定機関の設置 ➤ 組織運営の基本的事項(業務内容・業務方法書)を規定 ➤ eLTAXの運営主体の役職員について、刑法の適用上、公務員とみなすことを規定 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ eLTAXの適正な運営のために必要な総務大臣による報告・立入検査、違法行為等の是正要求、命令 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ eLTAXの運営主体の役職員に対し、秘密保持義務を規定 ➤ 情報管理のための規程作成の義務づけ ➤ 上記を担保するための罰則を規定 <p style="text-align: right;">等</p>

①②③を制度上措置するため、eLTAXの運営主体を、法律に設置根拠・組織運営が規定される法人(地方共同法人)として地方税法に位置づけ

- ＜地方税共同機構の組織運営＞
- 代表者会議【意思決定機関】: 地方三団体が選任する首長・学識経験者により構成され、定款変更、予算・決算、事業計画等を議決するとともに、役員任免、違法行為等の是正要求等により執行機関を監督。
 - 執行機関: 理事長、理事(又は副理事長)、監事により構成され、業務執行、職員の任命、業務監査等を実施。
 - 運営審議会【審議機関】: 代表者会議が任命する学識経験者により構成され、予算・決算、事業計画等について、執行機関に意見具申。
 - 地方三団体が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立(これに伴い、一般社団法人地方税電子化協議会は廃止)。
 - 電子申告システム等の運営、共同収納関係事務、地方税に関する調査研究・広報・地方団体職員向け研修等を実施。

※上記の他、地方税共同機構が行う事務の規定整備等の所要の措置を講ずる。

平成30年度税制改正(eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置)②

これまでの経緯

- H15.8 地方税電子化協議会の設立
- H17.1 eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)開始<当初は6府県が利用。順次、利用団体が増加。>
- H18.4 社団法人化<構成団体:47都道府県+15政令市+2市>
- H22.4 全地方団体がeLTAXに接続するとともに、社団法人の構成員として加入<構成団体:47都道府県+1,750市区町村>
- H29.11 地方三団体からeLTAX運営主体の地方共同法人化等の要望 (→H30.4現在
1,741市区町村)
- H30.3 改正地方税法成立

【主な内容】

- ・eLTAXの役割拡大(共通電子納税システム※の導入等)

※対象予定税目:地方法人二税等、個人住民税(給与所得・退職所得に係る特別徴収)、事業所税

- ・eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置(運営主体の地方共同法人化)

今後の予定

- H30年度 地方3団体が選任する設立委員が、定款、初年度の事業計画・予算を作成し、総務大臣に認可申請
- H31.4 地方税共同機構設立
- H31.10 共通電子納税システムの運用開始 ⇒将来は対象税目の拡大を検討

<地方税共同機構の組織運営>

- 代表者会議【意思決定機関】:地方三団体が選任する首長・学識経験者により構成され、定款変更、予算・決算、事業計画等を議決するとともに、役員の任免、違法行為等の是正要求等により執行機関を監督。
- 役員【執行機関】:理事長、理事(又は副理事長)、監事により構成され、業務執行、職員の任命、業務監査等を実施。
- 業務:電子申告システム等の運営、共同収納関係事務、地方税に関する調査研究・広報・地方団体職員向け研修等を実施。

平成30年度税制改正(地方税の申告手続の電子化促進措置)

経済社会のICT化等を踏まえ、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、国税と同様に、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図ることとする（平成32年4月1日以後開始する事業年度について適用）。

- 次の内国法人は、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の納税申告書（確定申告書、中間申告書及び修正申告書をいう。）の提出を電子的に行わなければならないこととする。

(注1) 電子的に提出を行わなければならない範囲には、申告書の添付書類も含むこととする。

人 格	基 準
普通法人(相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除く。)、 公共法人、公益法人等及び協同組合等	各事業年度の開始の日における資本金の額 又は出資金の額が1億円超が対象

(注2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社、並びに国・地方公共団体（地方消費税のみ）は上記の基準にかかわらず対象。

- 申告データの円滑な電子提出のための環境整備として、以下の見直しを行う。

① 提出情報等のスリム化・提出先のワンスオンリー化

- 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化

法人税の電子申告により財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携を行い、それにより法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要とする。

※ その他の法人税関係書類（法人税申告書等）についても、国税・地方税当局間の情報連携を推進する。

② 認証手続の簡便化

- 法人の認証手続の簡便化

- (1) 法人事業税の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者の記名押印のみで足りることとする（書面申告も同様）。
- (2) 法人が行う電子申告に付すべき電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とする。

※ (1)については鉱産税についても同様。

上記のほか、電子的提出が困難な場合に例外的に書面申告を可能とする措置や、提出方法の拡充等について、企業の意見や地方団体の課税実務を十分に伺いながら、国税における措置等を踏まえ、引き続き検討。

平成30年度税制改正(給与支払報告書等の光ディスク等による提出義務基準の引下げ)

平成30年度与党税制改正大綱(平成29年12月14日決定、自由民主党・公明党)(抄)

第二 平成30年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

6 その他

(地方税)

〈個人住民税〉

(2) 国税における支払調書等の電子情報処理組織(e-Tax)又は光ディスク等による提出義務基準の引下げに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の電子情報処理組織(eLTAX)又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等(給与支払報告書にあっては所得税に係る給与所得の源泉徴収票、公的年金等支払報告書にあっては所得税に係る公的年金等の源泉徴収票)の枚数を100枚以上(現行:1,000枚以上)に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成33年1月1日以降に提出すべき給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について適用する。

規制改革推進に関する第1次答申(平成29年5月23日 規制改革推進会議) (電子申告・電子納税関係部分)

II 行政手続コストの削減に向けて

3. 今後の取組

(前略)各府省は、行政手続簡素化の3原則(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」)を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。

規制改革会議行政手続部会取りまとめ (平成29年3月29日 規制改革推進会議行政手続部会)[抄]

2. 重点分野

【取組の内容】

重点分野は以下の9分野とする。

- | | |
|------------------------|--------------|
| ①営業の許可・認可に係る手続 | (各省庁に共通する手続) |
| ②社会保険に関する手続 | (個別分野の手続) |
| ③国税 | (個別分野の手続) |
| ④地方税 | (個別分野の手続) |
| ⑤補助金の手続 | (各省庁に共通する手続) |
| ⑥調査・統計に対する協力 | (各省庁に共通する手続) |
| ⑦従業員の労務管理に関する手続 | (個別分野の手続) |
| ⑧商業登記等 | (個別分野の手続) |
| ⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 | (個別分野の手続) |

なお、「従業員の納税に係る事務」については、規制改革推進会議(投資等ワーキンググループ)において、社会全体の行政手続コストの削減に向けた検討を別途行う。また、「行政への入札・契約に関する手続」については、行政手続部会において、別途検討を行う。

3. 削減目標

(3)取組期間

【取組の内容】

取組期間は、3年とする(平成31年度まで)。ただし、事項によっては5年まで許容する(平成33年度まで)。

(4)削減目標

【取組の内容】

削減目標は、削減率20%とする。

(注2)「地方税」については、「国税」と類似の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。取組に当たっては、地方公共団体の理解・協力を得ながら進める。

1. 国税の数値目標も踏まえ、次の数値目標を設定する。

- ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率100%。
- ② 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(eLTAX)の利用率100%。

2. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。

- ① 電子納税の推進
- ② eLTAXの使い勝手の大幅改善(利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む)
- ③ 国税との情報連携の徹底(法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等)

地方税分野における「行政手続コスト」削減のための基本計画①

○ 地方税分野における「行政手続コスト」削減のための基本計画(総務省)(抄)

[2018年3月末改定]

2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)

地方税の特性(複数の地方団体への手続が必要、賦課課税の税目が多いなど)を踏まえ、全国共通のシステムを利用した税務手続の電子化を推進することにより、納税者の利便性向上と官民双方のコスト削減を図ることが重要。

こうした観点から、以下に掲げる計画に基づき着実に取組を進める。

(1) 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率100%

平成30年度(2018年度)税制改正において、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について電子申告の義務化を法制化した。具体的には、2020年4月1日以後に開始する事業年度について、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社を対象として、法人住民税・法人事業税の申告に当たり、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の提出を電子的に行わなければならないこととした。

あわせて、円滑な電子申告のための環境整備として、地方団体間及び国税当局・地方団体間の共通入力事務の重複排除(後掲(4)ロ(口)及び(5)イ(二))や認証手続の簡便化(後掲(4)ニ)を行うこととした。

さらに、共通電子納税システム(共同収納)の導入により、電子申告と電子納税を一連の手続として行えるようにすることで、eLTAXの利便性を向上させる(後掲(4)イ)。

今後は、大法人の法人住民税・法人事業税のeLTAX利用率100%という目標達成に向け、地方団体の協力を得つつ、電子申告が義務化されることに加え、こうした環境整備・利便性向上に関する取組についても周知を図る。

(2) 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(eLTAX)の利用率100%

平成30年度(2018年度)税制改正において、大法人の電子申告義務化と併せて措置することとした円滑な電子申告のための環境整備策(地方団体間及び国税当局・地方団体間の共通入力事務の重複排除や認証手続の簡便化)は、中小法人にも適用される。

また、共通電子納税システム(共同収納)の導入により、電子申告と電子納税を一連の手続として行えるようにすることで、eLTAXの利便性を向上させる(後掲(4)イ)。

今後、中小法人の法人住民税・法人事業税のeLTAX利用率70%以上という目標達成に向け、こうした環境整備・利便性向上の周知も図りながら、利用勧奨や広報・周知等、eLTAXの普及に向けた取組を一層進める。

なお、電子申告の義務化も含めた、中小法人の更なる利用率向上のための方策については、こうした環境整備・利便性向上の効果やeLTAX未利用法人の実態等を踏まえ、中小法人のICT環境も勘案しつつ、引き続き検討を行う。

(3) 電子納税の推進(共通電子納税システム(共同収納)の導入)【2019年10月実施予定】

一定の地方税(※)について、納税義務者等がeLTAX運営主体が運営する共通電子納税システム(共同収納)を利用することで、全地方団体に対して、一度の手続で電子納税することができる仕組みを導入する。

(※)個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収分)、法人住民税、法人事業税及び事業所税(これらの税と併せて納付又は納入することとされている税を含む。)

(注)共通電子納税システム(共同収納)による電子納税は、インターネットバンキング等を通じたオンライン納付及びダイレクト納付(電子申告を行う納税者があらかじめ金融機関口座を登録しておくことにより、共通電子納税システムを通じて、登録口座からの振替による電子納税ができる方式)のいずれも可能とする。

地方税分野における「行政手続コスト」削減のための基本計画②

(4) eLTAXの使い勝手の大幅改善

事業者の負担感減少に向け、以下に掲げる施策を通じてeLTAXの使い勝手の改善を進める。あわせて、ホームページ等を通じてeLTAXの操作性等の利用満足度に係るアンケートを実施し、eLTAXの使い勝手の検証や更なる改善につなげていく。

イ eLTAXの利便性向上に資する地方税の共通電子納税システム(共同収納)の導入【2019年10月実施予定】

前掲(3)の共通電子納税システム(共同収納)の導入により、eLTAXの利用者が電子申告と電子納税を一連の手続として行えるようにすることでeLTAXの利便性を向上させるとともに、2019年10月のシステム稼働に向けて地方団体とともにその利活用による利便性向上について周知を図る。

ロ 複数地方団体への電子申請、電子申告の利便性向上

(イ) 複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化【2019年9月実施予定】

複数地方団体へ同一内容の法人設立届出書等を電子的に提出する際に、電子的提出の一元化を可能とする。

また、その提出の際に必要な各地方団体への電子署名について、一括付与を可能とする。

なお、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(2016年10月31日CIO連絡会議決定)及び「デジタル・ガバメント実行計画」(2018年1月16日eガバメント閣僚会議決定)に基づき法務省が2020年度に構築することとされている各行政機関に登記情報を提供する仕組みを活用することにより、登記事項証明書(商業)の添付省略を図ることを検討する。

(ロ) 地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除【2019年9月実施予定】

複数地方団体へ地方法人二税の電子申告を行う際に、共通項目を一括で入力し、その後個別項目を入力することで地方団体間の共通入力事務の重複排除を可能とする。また、その申告の際に必要な各地方団体への電子署名について、一括付与を可能とする。

ハ eLTAXの送信容量の拡大等の検討【2019年9月実施に向けて検討】<新規>

eLTAXにより申告書等を送信する場合において、1送信当たりのデータ送信容量の拡大等を検討する。

二 認証手続の簡便化

(イ) 法人納税者の認証手続の簡便化【2018年4月実施】<新規>

・ 法人事業税等の申告書における代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者の記名押印のみで足りることとする(書面申告の場合も含めて措置)。

・ 法人納税者がeLTAXを利用して申告手続を行う際、当該法人納税者の代表者から委任を受けた者(当該法人納税者の役員及び職員に限る。)の電子署名等を送信する場合には、代表者の電子署名等の送信を要しないこととする。

(ロ) 更なる本人確認手続の簡便化【内閣官房における検討結果を踏まえ対応】<新規>

電子的な本人確認手続については、「デジタル・ガバメント実行計画」において、2018年度を目途に「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」(2018年8月31日CIO連絡会議決定)の見直しを行い、各府省は、当該見直しを踏まえ、保有する手続における本人確認等の手法の見直しを実施することとされた。

総務省としても、上記政府方針に沿って、内閣官房における検討結果を踏まえ、eLTAXにおける更なる本人確認手続の簡便化について、関係省庁と協議しつつ適切に対応する。

ホ eLTAX受付時間の更なる拡大【2019年9月実施予定】

eLTAXの受付時間について、2019年9月から、年末を除く毎月の最終土日の稼働を開始するとともに、所得税等の申告集中期である1月中旬から3月中旬は、土日を含めて全ての日に稼働できるよう運用日を拡大する。

その他の土日や年末年始の対応等については、費用対効果や地方団体の意向等を踏まえて、引き続き検討する。

(注)eLTAXはこれまでも、運用日については、給与支払報告書の提出期間、所得税確定申告期間及び地方法人二税申告集中期間について土日を追加しており、受付時間についても、8:30から24:00まで運用するなど順次拡大を図っている。

地方税分野における「行政手続コスト」削減のための基本計画③

へ その他のeLTAXソフト(PCdesk)の利便性向上

(イ) 異動届出書提出時の利用者情報への自動反映【2019年9月実施予定】

法人納税者が異動届出書を提出した際に、eLTAXに登録されている当該法人納税者の情報への自動反映を可能とする。

(ロ) 法人番号の入力による法人名称等の自動反映【2019年9月実施予定】＜新規＞

eLTAXソフト(PCdesk)により各種手続を行う場合において、法人番号の入力により法人番号公表サイトで公表している最新の法人情報(法人の名称及び所在地等の本店情報)を自動的に反映する機能を整備する。

(ハ) メッセージボックスの閲覧方法の改善【2019年9月実施予定】

eLTAXソフト(PCdesk)のWEB版の機能拡充及びスマートフォン版の導入により、インターネットからメッセージボックスの内容を閲覧できるようにする。

(ニ) ヘルプデスクの環境整備【2019年9月実施予定】

利用者の質問への対応を充実させるため、ヘルプデスクの環境を整備するなどの対応を行う。

(ホ) 利用可能文字の拡大【2019年9月実施予定】

e-Taxにおける利用可能文字に対応する。

(5) 国税との情報連携の徹底(法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等)

イ 電子的提出の一元化等

(イ) 地方団体で作成した所得税確定申告書データの引継ぎの推進

地方団体の申告相談会場において、申告書作成システムを利用して電子的に作成された所得税及び復興特別所得税申告書等について、e-Taxへのデータによる引継ぎを推進する。

(注) 国税当局において、2017年1月以降、地方団体による本人確認を前提として、納税者の電子署名及び電子証明書を不要とするとともに、自宅等からのe-Taxと同様、第三者作成の添付書類について、その記載内容を入力することで、当該書類の提出又は提示を省略可能としている。

(ロ) 給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化の推進

2017年1月以降、国税当局と地方団体それぞれに提出している給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書について、eLTAXIによるデータの一括作成及び電子的提出の一元化を可能としたところ、この取組を引き続き推進する。

(ハ) 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化【2020年3月実施予定】

法人納税者が設立又は異動等の際に国税当局と地方団体それぞれに提出している各種届出書等について、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とする。

(注1) 個人納税者の上記同様の手続について、データ様式の統一化等の検討を行い、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう検討する。

(注2) 法人設立手続については、「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)において、税・社会保険・登記等の各種手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスの提供に向けて、2017年度内に政府全体として具体策と実現に向けた工程の成案を得ることとされている。総務省としても、政府全体の検討結果を踏まえ、適切に対応する。上記施策についても、政府全体によるワンストップサービスと整合性を図る。

地方税分野における「行政手続コスト」削減のための基本計画④

(二) 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除【2020年3月実施予定】

地方法人二税の電子申告手続時の複数地方団体への申告に共通する事項の重複入力の排除の実現に併せ、国税当局と連携して、法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除に向けて取り組む。具体的には、民間ソフトベンダーへの仕様公開方法の改善やe-Taxソフトにおける法人税申告情報のエクスポート機能の実装等と併せ、eLTAXソフト(PCdesk)において重複項目に係るデータをe-Taxからインポートする機能を実装する。

(ホ) 財務諸表の電子的提出の一元化【2020年4月実施予定】〈新規〉

法人事業税における外形標準課税対象法人等が法人税の申告をe-Taxにより行い、その際財務諸表を電子的に提出している場合には、国税当局・地方団体が情報連携を行うことにより、法人事業税の申告において添付が必要とされる財務諸表の提出を不要とする。

(注)その他の法人税関係書類(法人税申告書等)についても、国税当局・地方団体間の情報連携を推進する。

ロ e-TaxとeLTAXの連携

(イ) e-TaxとeLTAXの仕様の共通化の推進【2017年度以降順次実施】

e-TaxとeLTAX双方の利便性を向上させるため、民間ソフトベンダーの開発環境を改善する観点から、e-TaxとeLTAXとの間で利用可能な文字、システム改修のリリース日、仕様書の記載方法等の統一化について、民間ソフトベンダー各社のニーズ等を踏まえつつ検討を行い、順次対応を進める。

(ロ) e-TaxソフトとeLTAXソフト(PCdesk)との連携の推進【2020年3月実施予定】

上記イ(電子的提出の一元化等)に掲げる開廃業・異動等に係る申請・届出手続など、利用者ニーズの高い手続について、e-TaxとeLTAX双方のソフト間の連携等を図る。

⑥ その他

イ 税務相談の充実【順次検討】〈新規〉

税務相談について、相談窓口の増加、納税相談の事前予約方式の拡充など、相談機会の充実及び手法の多様化に向けて、地方団体に対して助言する。

ロ 情報提供ネットワークシステムの活用〈新規〉

2017年11月から情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が開始されたところであり、社会保障分野等における申請手続の際に課税(所得)証明書等の添付が不要となるなどの納税者の利便性向上のために、引き続き情報連携の円滑な運用に取り組む。

ハ 従業員に関する税・社会保険関係手続の簡便化(従業員の納税に係る事務)〈新規〉

従業員に関する税・社会保険関係手続については、「第2回 中小企業・小規模事業者の活力向上のための関連省庁連絡会議」(2018年1月11日)の資料において、「行政機関への提出書類に含まれる情報について、重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成30年度にロードマップを策定。以降順次、仕組みの整備に着手。」とされたことを踏まえ、内閣官房を中心として関係省庁とともに検討を進める。

なお、以上の取組の全体を通じて、下記の点に留意が必要。

※ 地方団体の理解と協力等が前提となるため、取組内容や実施時期等に変更が生じる場合があり得る。